

## 千葉県医療機器等開発支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、本県の医療機器産業を推進し、ものづくり中小企業の医療機器産業への参入を促進するため、製造販売業者等と連携して行う健康医療ものづくり製品の研究・製品開発等に対する経費の一部について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者とは、千葉県内に事業所を有し、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定するものをいう。ただし、以下のいずれかに該当する中小企業者は補助対象者から除く。

ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者。

イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者。

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者。

(2) 製造販売業者等とは、それぞれ下記のものをいう。

ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）（以下「医薬品医療機器等法」という。）第2条第4項に定める医療機器については、同法第12条又は同法第23条の2に基づき製造販売業の許可を取得している事業者。

イ 医療機器以外の医療・健康・福祉・介護関連の機器等については、医薬品医療機器等法第12条又は同法第23条の2に基づき製造販売業の許可を取得している事業者、同法第39条に基づき高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可を取得している事業者、同法第39条の3に基づき管理医療機器の販売業又は貸与業の届出を行った事業者、介護保険法（平成9年号外法律第123号）第70条に基づく指定事業者として福祉用具貸与又は特定福祉用具販売を行う事業者及び同法第115条の2に基づく指定事業者として介護予防福祉用具貸与又は特定介護予防福祉用具販売を行う事業者。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象者は、県内において事業を営む中小企業者とする。

(補助対象事業及び経費等)

第4条 補助金の対象となる事業及び経費等は、別表に定めるとおりとする。また、別表に掲げる事業に類するものとして知事が認めるものについては対象とすることができる。ただし、次に掲げるものについては、補助の対象とならない。

(1) 法令等に違反する事業

(2) 特定の企業の利益のみを目的とした事業

(3) 補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次のア、イ及びウのいずれかに該当する者であるときは、その事業

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 次のいずれかに該当する行為（（イ）又は（ウ）に該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

(ア) 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

(イ) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

(ウ) 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(4) 国、県等における他の補助金・助成金、競争的資金の対象となつた事業

(交付の申請)

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付の申請をしようとするときは、知事が別に定める期日までに、交付申請書（第1号様式）、誓約書（第2号様式）及び役員等名簿（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、第1項の補助金の交付の申請を行うに

当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税法の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して補助金の交付申請を行わなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

#### （交付決定）

第6条 知事は、規則第4条の規定により補助金の交付の決定をしたときは、申請者に通知するものとする。

2 知事は、交付決定を行うに当たっては、予めその内容及び補助金の適否について千葉県医療機器等開発支援補助事業審査委員会設置要領に規定する審査委員会に意見を聴かなければならない。

#### （交付の条件）

第7条 規則第5条及びこの要綱の規定により付す条件は、次のとおりとする。

（1）補助事業の内容の変更又は補助事業等に要する経費の配分の変更をする場合は、あらかじめ変更承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、知事の承認を受けること。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

（2）補助事業等を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（第4号様式）を知事に提出し、知事の承認を受けること。

（3）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合は、速やかに遅延等報告書（第5号様式）を知事に提出し、その指示を受けること。

（4）その他知事が必要と認める条件

2 前項（1）の軽微な変更とは、補助金の増加を伴わないもので、次に掲げるものをいう。

（1）補助対象経費の20%以内の減少となる内容の変更をするとき

（2）補助対象経費の各経費区分の相互間において、いずれか低い額の20%以内で経費の配分を変更するとき

（3）補助対象事業の遂行に支障を来たすことなく、かつ、事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部を変更するとき

#### （状況報告）

第8条 第6条第1項の規定による補助金交付決定通知を受けた補助対象事業者（以下「補助事業者」という。）は、知事が規則第10条の規定により補助事業の状況報告を求めたときは、遂行状況報告書（第6号様式）を知事に提出しな

なければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定に係る会計年度の3月10日のいずれか早い日までに、事業実績報告書(第7号様式)を知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金の実績報告を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、規則第14条の規定により、前条の報告を受けた場合において、当該報告書の内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 補助事業者は、規則第15条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(第8号様式)を知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第12条 知事は規則第16条第1項の規定により、特に必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、規則第16条第2項の規定により、補助金概算払請求書(第9号様式)を知事に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第13条 知事は、補助事業者が規則第17条第1項の各号の規定のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。なお、これは補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(暴力団密接関係者)

第14条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第4条第1項第3号イ及びウに該当する者(補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあっては、その役員等が同項第3号アからウのいずれかに該当する者である法人その

他の団体)とする。

(補助金の返還)

- 第15条 知事は、第13条の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 2 知事は、規則第18条第2項の規定により、補助事業者が補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに報告書(第10号様式)を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の経理等)

- 第16条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の管理)

- 第17条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的にしたがってその効果的な運用を図らなければならない。

(関係帳簿等の調査)

- 第18条 知事が必要があると認めた場合は、補助事業者に対し報告を求め又は職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定は、補助事業が完了した後においても、適用があるものとする。

(財産の処分)

- 第19条 取得財産等のうち、規則第21条第1項第4号及び第5号の規定により処分(他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供することをいう。以下同じ。)を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が20万円以上の財産とする。
- 2 補助事業者は、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、補助金取得財産等の処分承認申請書(第11号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- この場合において、知事は、補助事業者が当該取得財産等の処分をすること

により収入があるとき（取得財産等の取得日から知事が別に定める期間を経過しているときを除く。）は、補助事業者はその収入の全部又は一部を納付させることができる。

（知的財産権の帰属）

第20条 本事業の実施により補助事業者に生じた知的財産権は、本事業の本旨に照らし、原則として補助事業者に帰属するものとする。

（実施結果の報告等）

第21条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後2年間において、毎年度終了後翌年の12月末までに補助対象事業に係る過去1年間の事業化の状況等について、事業化報告書（第12号様式）により知事に報告しなければならない。

（その他）

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助事業に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、令和4年2月24日から施行する。

附 則

この要綱の改正は、令和8年3月9日から施行する。

別表

事業名	補助対象事業者	補助対象事業	補助対象経費区分	補助率	補助限度額	補助対象期間
医療機器等開発支援補助事業	県内の中小企業者	製造販売業者等と連携した健康医療ものづくり製品（医療機器及び医療・健康・福祉・介護関連の機器等）の研究・製品開発	ア 原材料・消耗品費 イ 機械装置又は工具器具の購入、製造、改良、据付、借用、保守又は修繕に要する経費（汎用性が高く使用目的が特定されないものを除く） ウ 委託・外注加工費 エ 専門家謝金・旅費 オ 事務費（会議費、会場借料、通信運搬費、印刷製本費、資料購入費） カ 賃金（短期的なアルバイトに限る） キ 産業財産権等関連経費 ク その他知事が特に必要と認める経費	2/3以内	1,000万円	2年以内
		健康医療ものづくり製品の臨床試用、性能評価、薬事審査及び承認・認証	ア 委託・外注費 イ PMDA審査等相談料及び審査手数料 ウ 専門家謝金・旅費 エ 事務費（会議費、会場借料、通信運搬費、印刷製本費、資料購入費） オ その他知事が特に必要と認める経費	2/3以内	100万円	1年以内

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名）

千葉県医療機器等開発支援補助金交付申請書

年度において、下記のとおり千葉県医療機器等開発事業を実施したいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により、補助金の交付を申請します。

記

- 1 事業に要する経費及び補助金交付申請額
  - (1) 補助事業に要する経費 円
  - (2) 補助金交付申請額 円
  
- 2 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分  
別紙「補助事業計画書」及び「補助事業明細書」のとおり
  
- 3 補助事業完了予定期日 年 月 日

（添付書類）

- (1) 補助事業計画書（別紙1）
- (2) 補助事業明細書（別紙2）
- (3) 補助金交付先企業等の株主等一覧表（別紙3）
- (4) 補助金交付先企業等の誓約書（第2号様式）
- (5) 役員等名簿（第3号様式）
- (6) その他知事が必要と認める書面

注：用紙は A4 とし、左は 15mm 以上空けること。

別紙 1

補助事業計画書

1. 事業概要

補助事業名	
補助事業の内容 (概要)	[補助事業の概要について記載し、詳細は 3 (2) に記載のこと。]
事業の区分 [いずれかに丸印]	ア 研究・製品開発補助事業 イ 臨床使用、性能評価、薬事審査、承認補助事業
事業年数 [いずれかに丸印]	ア 1年間 イ 2年間 (1年目申請) ウ 2年間 (2年目申請)
補助事業に要する経費	金 円
補助金交付申請額	金 円
今年度の補助事業の日程	[補助事業は交付決定以後に開始し、原則として交付決定年度の 2 月末日までに完了させること。] 開始予定 年 月 日 ~ 完了予定 年 月 日

2. 申請者

商号又は名称			
代表者			
所在地		電話	
法人格	有・無	[有の場合] 資本金等の出資金	円
設立年月	年 月	従業員、組合員又は会員数	名
申請者の略歴	[会社 (又は団体) の沿革を記載のこと。]		
主たる事業内容			

現 有 施 設	土地				m <sup>2</sup>
	建物				m <sup>2</sup>
	主 要 設 備	[機械又は装置名、台数、用途、補足事項等を以下の表に記載のこと。]			
		機械又は装置名	数	用途	備考
業許可取得 状 況	有・無	[有の場合、名称を記載し、許可証等の写しを添付すること。]			
他の補助等 の実績/ 申請状況	過去の 実績	有・無	[有の場合、名称、交付者、金額、交付年月日等を記載のこと。]		
	今年度 申請	有・無	[現在申請中又は申請予定の補助金等について記載のこと。]		

### 3. 事業説明

#### (1) 組織

事業主担当者	氏名		職名	
	電話		メールアドレス	
事業担当者の 略 歴				
事業主担当者の 担当する内容				
経 理 担 当 者	氏名		職名	
他からの指導者 又は協力者	[製造販売業者、病院等協力者及び指導者を記載のこと。]			
補 助 事 業 の 実 施 地	[2か所以上に分かれるときは、全て記載し、主たる実施地を明らかにすること。 実施場所の名称、所在地を記載のこと。]			

(2) 内容

ア 補助事業の目標

--

イ 補助事業の必要な理由

--

ウ 補助事業の内容（新規性や独創性についても記載すること）

--

エ 現在まで行われている基礎となる研究・開発等（導入技術を含む）

--

オ 補助事業の市場性（対象市場や、市場ニーズについても記載すること）

--

カ 補助事業成果の目論見（期待される効果、事業化の実現見込、売上への寄与、将来的なビジョン、地域経済への影響についても記載すること）

--

キ 専門用語等の解説

--



## ア 資金調達内訳

区分	金額（円）	資金調達先
自己資金		
借入金		
補助金（注1）		
その他		
補助事業費総額（注2）		

## （注1）

「ア 資金調達内訳」の「補助金」は、「イ 資金支出内訳」の「補助金交付申請額」の合計と一致する（千円未満切り捨て）。また、「補助金」は各補助事業の上限額以内で、かつ「補助対象経費」に補助率3分の2を乗じた金額以内とすること。

## （注2）

「ア 資金調達内訳」の「補助事業費の総額」は、「イ 資金支出内訳」の「補助事業に要する経費」の合計額と一致する。

イ 資金支出内訳

経費区分 (注5)	種別	仕様	単位	数量	単価 (円)	補助事業に 要する経費 (円) (注3)	補助対象 経費 (円) (注4)	補助金交 付申請額 (円)	備考
	計								
	計								
	計								
	計								
合計									

(注3)

「補助事業に要する経費」とは、補助事業を行うために必要な経費で、「数量」に「単価」を乗じた金額で消費税を含む額。

(注4)

「補助対象経費」とは、「補助事業に要する経費」のうち、補助対象となる経費のことで消費税を控除した金額。

(注5)

経費区分は別表「補助対象経費区分(\*)」により記入すること。

(\*)補助対象経費区分中、「機械装置・工具器具費」については、購入、製造、改良、据付、借用、保守又は修繕の別を備考欄に記入すること。また、機械装置及び工具器具等を自家製造する場合は、木型、鋳物、鋼材等を「原材料・消耗品費」に計上すること。

「専門家謝金・旅費」については、種別に専門家の氏名と謝金・旅費の区分を記入すること。また、仕様には主な旅行手段(電車・飛行機等)と出発地、目的地を記入すること。

「その他」については、特に知事が必要と認める経費のみが補助対象となる。

株主等一覧表

( 年 月 日現在)

会社名 \_\_\_\_\_

(株主)

株主氏名	住所	持株数	比率 (%)	備考

【注意】株主が法人の場合は、備考欄にその法人の資本金及び従業員数を記載すること。

(役員)

役員名	氏名	住所	備考

【注意】他社の役員を兼務している場合は、備考欄にその会社名及び役職名を記載すること。

## 誓約書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所 （法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏 名 （法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名）

㊟

補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）が千葉県医療機器等開発支援補助金交付要綱第4条第1項第3号アからウのいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

また、第3号様式（第5条関係）の役員等名簿に記載した内容に虚偽はありません。

さらに、補助金等の交付申請をするに当たり、千葉県医療機器等開発支援補助金交付要綱第4条第1項第3号アからウに該当しないことを確認するため、役員等名簿の記載者を千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

### 注意事項

- ※ 本人（法人その他の団体にあつては代表者）が自署で作成する場合、押印は不要。  
なお、その場合は本人確認書類の写し（運転免許証等）を添付すること。
- ※ 電子申請の場合、本人（法人その他の団体にあつては代表者）の署名又は押印した誓約書をデータ化して、電子申請に添付し、署名又は押印した原本を申請者自身で保管しておくこと。

役員等名簿

番号	商号又は名称（半ｶﾀ）	商号又は名称（漢字）	氏名（半ｶﾀ）	氏名（漢字）	生年月日				性別 (M・F)	住 所	職 名
					元号 MTSH	年	月	日			
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

現在における（私・当法人（団体））の役員等名簿に相違ありません。

年 月 日

住所（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名）

役員等名簿には、補助を受けようとする事業を行う者が

- ・個人である場合は本人を記載すること。
  - ・法人その他の団体である場合は、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）を記載すること。
- ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件補助金の申請に関する権限又は補助事業の執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名）

千葉県医療機器等開発支援補助金に係る変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け千葉県 指令第 号で交付決定のあった千葉県医療機器等開発支援補助金に係る補助事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、千葉県補助金等交付規則第5条第1項第1号（第3号）の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更（中止・廃止）の内容（変更の内容がわかるように具体的に記載すること。）
- 3 中止の期間（廃止の時期）

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名）

千葉県医療機器等開発支援補助金に係る補助事業遅延等報告書

年 月 日付け千葉県 指令第 号で交付決定のあった、千葉県医療機器等開発支援補助金に係る補助事業について、期間内に完了することができないと見込まれる（補助対象事業の遂行が困難になった）ので、千葉県補助金等交付規則第5条第1項第4号の規定により、次のとおり報告します。

1 遅延等の状況と理由

交付申請書に記載の計画と比べてどうか、経過とその成果を簡潔に記載すること。また、計画に比べ遅れがある場合、その理由と完了の見通しを記載すること。

2 完了の予定

年 月 日

3 補助対象経費の状況

経費区分	種別	仕様	単位	数量	単価 (円)	金額(円)		発注 年月日	入手 年月日	支払 年月日	支払先	備考
						予算額	実績額					

(記載注意)

- 1 経費区分は別表「補助対象経費区分」により記入すること。
- 2 今後の発注、入手、支払年月日について、可能な範囲で予定日を記載すること。

第6号様式（第8条関係）

年 月 日

千葉県知事

様

住 所

（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名）

千葉県医療機器等開発支援補助金に係る補助事業遂行状況報告書

年 月 日付け千葉県 指令第 号 で交付決定のあつた  
千葉県医療機器等開発支援補助金に係る補助事業の遂行状況について、千葉県補  
助金等交付規則第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付決定額
- 2 支出済額
- 3 補助事業の遂行状況

第7号様式（第9条関係）

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名）

千葉県医療機器等開発支援補助金に係る補助事業実績報告書

年 月 日付け千葉県 指令第 号で交付決定のあった千葉県医療機器等開発支援補助金に係る補助事業を完了（廃止・中止）したので、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により、下記の書類を添えて報告します。

記

1 事業に要した経費及び補助金交付決定額

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 補助事業に要した経費 | 円 |
| (2) 補助金交付決定額   | 円 |

2 補助事業に要した経費の配分

別紙「収支明細書」のとおり

3 補助事業完了期日 年 月 日

（添付書類）

- (1) 補助事業報告書（別紙1）
- (2) 決算総表（別紙2）
- (3) 収支明細書（別紙3）
- (4) その他知事が必要と認める書類

別紙 1

補助事業報告書

1 補助事業の経過

(1) 担当者

事業担当者の氏名、職名、所属並びに分担して研究した事項

(2) 実施地

実施地の名称、所在地及び電話番号、2以上に分かれるときは、それぞれの場所で実施した主たる事業項目も併せて記載すること。

(3) 期間

開始日 年 月 日

完了日 年 月 日

(4) 日程

実施項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

(5) 実施内容

申請書の内容説明書と対応させて、補助事業のために使用した設備、材料及び実施内容の経過について、図面、図表又は写真等も含めて詳細に記載すること。

2 補助事業に関して、特許又は実用新案登録の出願、医療機器としての承認・認証・届出を予定しているときはその状況

3 補助事業の成果

補助事業の成果は具体的、かつ、詳細に記載し、成果を適用させるための具体的方法、適用上の問題点及び補助事業の技術的、経済的効果等について詳細に記載すること。

4 成果の製品化の見通し

成果を製品化する見込、時期、量産化したときの製品の価格及び主たる販売先並びに既存品と比較した場合の優劣等について記載すること。

## 別紙 2

## 決 算 総 表

## (1) 支出

経費区分	予算額(円)	決算額(円)	補助金充当額(円)	備考
合 計				

## (2) 収入

区分	予算額(円)	決算額(円)	補助金充当額(円)	備考
自 己 資 金				
借 入 金				
補 助 金				
そ の 他				
合 計				

## 別紙 3

## 収 支 明 細 書

## (1) 支出

経費 区分	種別	仕様	単位	数量	単価 (円)	金額(円)		発注 年月日	入手 年月日	支払 年月日	支払先	補助金 充当額 (円)	備考
						予算額	決算額						

## (2) 収入

区分	金額(円)		調 達 年 月 日	調 達 先	備 考
	予算額	決算額			

## (記載注意)

- 1 経費区分は別表「補助対象経費区分」により記入すること。
- 2 この決算書中、予算額とは申請書の内容説明書に記載したものをいい、補助事業計画を変更した場合には、その承認を受けた計画に基づくものをいう。
- 3 予算額と決算額が著しく相違するときは、その理由を備考欄に記入すること。
- 4 機械等の据付費は、機械等本体の経費と分明しているもの場合は、種別欄に記入するものとし、分明できない場合は備考欄に据付費を含むと記入すること。

第 8 号様式（第 1 1 条関係）

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名）

千葉県医療機器等開発支援補助金交付請求書

年 月 日付け千葉県 達第 号で額の確定のあった千葉県  
医療機器等開発支援補助金について千葉県補助金等交付規則第 1 5 条の規定によ  
り、下記のとおり請求します。

記

金		円
(内訳)	補助金交付確定額	金 円
	概算払受領済額	金 円
	今回請求額	金 円

第9号様式（第12条関係）

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名）

千葉県医療機器等開発支援補助金概算払請求書

年 月 日付け千葉県 指令第 号で交付決定のあった千葉県医療機器等開発支援補助金については千葉県補助金等交付規則第16条第2項の規定により、下記のとおり概算払されるよう請求します。

記

金

円

第10号様式（第15条関係）

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名）

千葉県医療機器等開発支援補助金に係る消費税額及び地方消費税額の  
確定に伴う報告書

千葉県医療機器等開発支援補助金交付要綱第15条第2項の規定により、下記  
のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（知事が確定通知書により通知した額）
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 3 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 4 補助金返還相当額

（注）別紙として積算の内訳を添付すること。

第 1 1 号様式（第 1 9 条関係）

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名）

千葉県医療機器等開発支援補助金に係る取得財産等の処分承認申請書

年 月 日付け千葉県 指令第 号で交付決定のあった千葉県医療機器等開発支援補助金に係る取得財産等を下記のとおり処分することについて、千葉県医療機器等開発支援補助金交付要綱第 1 9 条第 2 項の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 取得財産の品目・名称及び取得日
- 2 取得価格又は効用が増加した価格及び処分することにより収入があるときはその収入額
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由

第12号様式（第21条関係）

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏 名

（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名）

千葉県医療機器等開発支援補助金事業に係る事業化報告書

年 月 日付け千葉県 指令第 号をもって交付決定のあつた千葉県医療機器等開発支援補助金に係る補助事業に関し、 年度の事業化の状況を、千葉県医療機器等開発支援補助金交付要綱第21条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業名

2. 資本金，従業員数等の推移

3. 事業化の状況

補助事業の成果によって発売された、又は改良された製品、サービスについて、名称、発売日、特徴等を記載すること。

補助事業の成果による当該年度の売上高

補助事業の成果による当該年度の営業利益

4. 現在行っている追加事業の内容、理由、状況又は事業終了（中断）の理由